

資料 8

新エネルギービジョン策定の流れ

(4) 策定作業実績

- 平成16年8月10日 ■第1回福生新エネルギービジョン市民会議
 * 策定の全体像
 * 今後の進め方
- 平成16年8月19日 ◆第1回福生市地域新エネルギービジョン策定委員会（準備会）
 * 会長、副会長の選任について
 * 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合機構の概要
 * 同 新エネルギー及び新エネルギービジョンについて
 * 新エネルギーをとりまく環境について
 * 市の概要について
 * エネルギー需要推計について
 * 新エネルギー賦存量の把握について
 * 視察について
 * 市民意識アンケートの調査項目の検討について
- 平成16年8月24日 ■第2回福生新エネルギービジョン市民会議
 * 新庁舎の計画案について
 * 他市の地球温暖化対策について
- 平成16年9月21日 ■第3回福生新エネルギービジョン市民会議
 * 新庁舎の計画案について
- 平成16年10月13日 ■第4回福生新エネルギービジョン市民会議
 * 新庁舎の計画案について
 * 公立福生病院の建替えについて
- 平成16年10月18日 ◆第2回福生市地域新エネルギービジョン策定委員会
 * 市民意識アンケート調査結果報告について
 * 先進地の視察について
 * 新エネルギービジョン市民会議結果中間発表について
 * 新エネルギー導入条件の整理と導入可能性の評価案の検討
- 平成16年10月27日 ■第5回福生新エネルギービジョン市民会議
 * 新庁舎建設に関わる中間答申について
 * 全体目標について
- 平成16年11月12日 ■第6回福生新エネルギービジョン市民会議
 * 将来像について
- 平成16年11月19日 ★「福生市地域新エネルギービジョン」中間答申
 * 庁舎建設について
- 平成16年11月24日 ■第7回福生新エネルギービジョン市民会議
 * 目標設定について

資料 8

新エネルギービジョン策定の流れ

- 平成16年11月26日 * 導入方針について
 先進事例視察
 * ソフトエネルギープロジェクト（横浜市）
 * 日本大学生物環境科学研究センター（藤沢市）
- 平成16年12月6日 ■第8回福生新エネルギービジョン市民会議
 * 導入案の検討
- 平成16年12月14日 ◆第3回福生市地域新エネルギービジョン策定委員会
 * 視察結果の報告
 * 導入目標及び導入方針案の提示について
 * 新エネルギー導入推進計画案の提示について
- 平成17年1月17日 ◆第4回福生市地域新エネルギービジョン策定委員会
 * 最終答申について
- 平成17年1月28日 ■第9回福生新エネルギービジョン市民会議
 * 今後の市民会議について
- 平成17年1月31日 ★「福生市地域新エネルギービジョン」最終答申
- 平成17年2月15日 ■第10回福生新エネルギービジョン市民会議
 * 市民報告会について
- 平成17年2月3日 ◎第1回福生市地域新エネルギービジョン検討委員会（庁内）
 * 「福生市地域新エネルギービジョン」（案）について
- 平成17年2月10日～平成17年2月20日 ☆パブリックコメント募集



新エネルギービジョン市民会議

条例・要綱関係一

福生市地域新エネルギービジョン策定委員会条例

平成16年9月30日 《条例第28号》

(設置)

第1条 福生市環境基本計画に基づき、福生市における新エネルギーの可能性を調査し、導入計画を策定するため、福生市地域新エネルギービジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について策定を行うものとする。

- (1) 新エネルギービジョンに関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 地域新エネルギービジョン市民会議の代表 2人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 東京都職員 1人
- (4) エネルギー供給関係者 2人以内
- (5) 地場産業関係者 3人以内

2 委員会は、次に掲げるオブザーバーを置くことができる。

- (1) 経済産業省関東経済産業局の職員
- (2) 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

条例・要綱関係二

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

福生市地域新エネルギービジョン検討委員会設置要綱

平成16年8月17日／決定

(設置)

第1条 福生市環境基本計画に基づき、福生市地域新エネルギービジョンを策定するため、福生市地域新エネルギービジョン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 福生市地域 新エネルギービジョン策定委員会の策定内容に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、助役の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、生活環境部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

- | | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 議会事務局長 | <input type="checkbox"/> 企画財政部長 | <input type="checkbox"/> 総務部長 | <input type="checkbox"/> 市民部長 | <input type="checkbox"/> 福祉部長 | <input type="checkbox"/> 都市建設部長 |
| <input type="checkbox"/> 学校教育部長 | <input type="checkbox"/> 生涯学習部長 | <input type="checkbox"/> 企画財政部企画調整課長 | <input type="checkbox"/> 企画財政部財政課長 | | |

福生市地域新エネルギービジョン
2005（平成17）年2月

発行・編集

福生市生活環境部環境課
〒197-8501
東京都福生市本町5番地
電話042-551-1511